

『桂林遺芳抄』 訳注 〔一〕

柿沼陽平・佐伯智広

はしがき

『桂林遺芳抄』は、永正一二年（一五二五）に東坊城和長が著した、紀伝道の故実書である。

東坊城家は紀伝道（中国史・漢文学）を家業とする菅原氏の一流であり、和長は長清の子として寛正元年（一四六〇）に誕生した。母について伝える史料はなく不明である。文章得業生・文章博士・大学頭などを経て、正二位権大納言まで昇進し、享祿二年（一五二九）七〇歳で没した（『諸家伝』）。『桂林遺芳抄』に先立って、文明一四年（一四八二）に紀伝道の故実書『桂薬記』を著している。

『桂林遺芳抄』には和長に至るまでの日本の紀伝道における先例が多数採録されており、古代・中世における紀伝道を研究する上で、非常に重要な史料である。また、多くの漢籍が引用されていることから、日本における漢籍の受容を研究する上でも、貴重な史料である。すでに『群書類従』にも採録されており、近年では濱田寛により研究が進められているが、史料として十分に活用されているとはいいがたい。そこで、本稿では『桂林遺

『芳抄』のさらなる活用に向けて、『桂林遺芳抄』に訳注を施し、公開するところである。

底本とした国立公文書館所蔵の『桂林遺芳抄』は、表紙に「松下見林自筆」と注書されている。松下見林の没年は元禄一六年（一七〇三）であることから（東条琴台『先哲叢談統編』）、注書が正しければ、底本は元禄一六年以前に書写されたものということになる。

底本は本文に先立って「儒門繼塵目録」を掲げていることから、これに従い、表の通り便宜的に章番号を振り当てた。各章において、さらに一つ書によって項目が立てられている場合は、順に節番号を振り当て、「(章番号)―(節番号)」のように標記した。本稿では第一章第一節から第五節までを扱い、節ごとに校訂文を掲出し、訓読・解釈・注を付した。

なお、本稿全体の文責は、両著者双方に帰する。著者名の表記は五〇音順による配列であり、第一著者・第二著者を意味するものではない。

(佐伯智広)

*濱田寛「『桂薬記』から『桂林遺芳抄』へ」(『平安朝文学研究』二六、二〇一八年)、同「大学寮・紀伝道の学問とその故実について―東坊城和長『桂薬記』『桂林遺芳抄』を巡って」(『アジア遊学』二四二、二〇二〇年)、同「対策試の故事について 東坊城和長『桂薬記』『桂林遺芳抄』を巡って」(『国文学研究』一九二、二〇二〇年)。

表 章番号と儒門継塵目録

章番号	儒門継塵目録（付記は省略）
一	一、学問料事
二	一、入学吉書事
三	一、文章得業生事
四	一、寮省試事
五	一、進士給官事
六	一、方略宣旨事
七	一、課試宣旨事
八	一、当氏二年策例事
九	一、問頭博士事
一〇	一、問頭題者兼行例事
一一	一、郡事屋申文事
一二	一、礼籍事
一三	一、試衆小屋事
一四	一、題者事
一五	一、策文事
一六	一、問頭書問事
一七	一、古文字事
一八	一、判儒事
一九	一、献策雑例事
二〇	一、当日文章院参仕事
二一	一、当日郡事屋事

○和長の系譜（『尊卑分脈』による）

土師宇庭―菅原古人―清公―是善―道真―高視―雅規―資忠―孝標―定義―是綱―宣忠―長守―[※]為長―高長
 ―長経―茂長―長綱―秀長―長遠―益長―長清―和長

※『菅原系図』は長守に「在長為二男」と注記する。『諸家伝』は長守に「实在長為子」と注記する。『東坊城家譜』・『高辻家譜』・『唐橋家譜』は長守を宣忠の養子（実父菅原在長）とする。

【凡例】

- ・ 松下見林自筆本（国立公文書館所蔵、請求番号一九〇一〇〇四四）を底本とし、林本（国立公文書館所蔵、請求番号一九〇一〇〇四二）および『桂薬記』（宮内庁書陵部所蔵、函架番号柳・三四二二）を参照した。
- ・ 通常の行の行頭は一字下げ、事書・一つ書の行頭は字下げなしとした。引用文書は全体に二字下げとし、通常の行の行頭はさらに一字下げ、事書・一つ書の行頭は字下げなしとした。その他の個所で原文が全体に字下げとなっている場合は、それを反映し、行頭をさらに一字下げて表記した。
- ・ 校訂文の表記は、旧字・異体字を新字に置き換えた。また、闕字・平出を省略し、避諱・踊字に本来の字を補った。注書箇所には◇を付した。
- ・ 解釈の際は、できる限り平易な表現を目指した。注書箇所には○を付した。校注者による注書には□を付した。
- ・ 注釈は、語・句・文に対して適宜行った。注釈を施した文の文末に注番号を付した。複数の文にまたがる注については、当該箇所の末尾が含まれる文の文末に注番号を付した。
- ・ 注釈の際は、特に断りのない場合、『国史大辞典』（国史大辞典編集委員会編、吉川弘文館、一九七九～一九七〇年）、『日本国語大辞典』第二版（日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編、小学館、二〇〇〇～二年）、『大漢和辞典』修訂第二版（諸橋轍次著、大修館書店、一九八九～九〇年）を参照した。
- ・ 本稿の作成に当たっては、東京大学史料編纂所大日本史料データベースおよび古記録フルテキストデータベースを利用した。

【校訂文】

儒門繼塵事^[11]

一、給學問料事^[12]

号給料。給料後号學生也。位署等書學生也。^[13]

此事儒門繼塵之初道也。學龔之灯燭料申賜宣旨、自穀倉院配分也。故云給料也。今則雖為告朔餼羊、必先申請也。^[14]此后当氏并江家學生等者、在文章院稽古積功也。藤氏人者、給料之后、在勸學院成稽古也。^[15]兩院各有

二人。宣旨必献上宣旨每度之儀也。^[16]所望之款状、云之内举。或父、或祖父举申也。無父祖時自身申賜。云之自

解云云。儒卿又举奏古來之義也。款状文章四六也。書調時又別副消息付職事也。^[17]上古者、年齡闡申之。^[18]近代者、

幼年二・三歲之時即申之（二歲之時号三歲也）。^[19]雖然七・八歲計之時申給宜也。堅固幼少者、無冥加款。^[20]可得意

事也。若又年齡馳過之人者、三年以上付上申給也。^[21]縱令十五歲之人者十二歲計書上年紀也。此事非曾自由之義、

古來如此。故二歲之時号三歲、一歲付上也。省試献詩計之人、二・三歲之時、又如此之例也。^[22]

款状調様事。文章以四六、可積螢雪之功由也。^[23]如旧草可計会。強紙一枚書款状。^[24]同紙以一枚為裏紙、以一枚為

懸紙。^[25]但近代皆略懸紙。卷加消息之故也。^[26]消息、或又強紙、或杉原等也。^[27]凡此款状與方、宣旨之詞書載之程、相計

可置余慶也。^[28]但復文章多之時者、不可及此義也。外記統加別紙例存之矣。^[29]消息者付職事。職事奏聞之后下上卿。

上卿下外記。外記書載宣旨詞送其人也。

【訓読】

儒門繼塵の事

一つ、給学問料の事

給料と号す。給料後学生と号するなり。位署等学生と書くなり。

此の事儒門繼塵の初道なり。学蠻の灯燭料宣旨を申し賜はり、穀倉院より配分するなり。故に給料と云ふなり。今則ち告朔の餼羊たりと雖も、必ず先ず申し請ふなり。此の后のち当氏並びに江家学生等は、文章院に在りて稽古し功を積むなり。藤氏の人は、給料の後、勸学院に在りて稽古を成すなり。両院各二人有り。宣旨必ず献上宣旨毎度の儀なり。所望の款状、之を内挙と云ふ。或いは父、或いは祖父挙げ申すなり。父祖無きの時自身申し賜はる。之を自解と云ふと云云。儒卿又挙奏するは古来の義なり。款状の文章は四六なり。書き調ふる時又別に消息を副へ職事に付するなり。上古は、年齢たけなほ闕に之を申す。近代は、幼年二・三歳の時に即ち之を申す（二歳の時三歳と号するなり）。然りと雖も七・八歳計りの時に申し給はる宜しきなり。堅固なるも幼少の者、冥加無きか。意を得べき事なり。若しくは又年齢馳せ過ぐるの人は、三年以上上に付し申し給はるなり。縦も令十五歳の人なれば十二歳計りに年紀を書き上ぐるなり。此の事曾て自由の義に非ず、古来此の如し。故よに二歳の時に三歳と号するは、一歳上に付するなり。省試に詩計りを献ずるの人、二・三歳の時、又此の如きの例なり。

款状の調様の事。文章四六を以てし、螢雪の功を積むべきの由なり。旧草の如く計会すべし。強紙一枚に款状を書く。同紙一枚を以て裏紙と為し、一枚を以て懸紙と為す。但し近代皆懸紙を略す。消息に巻き加ふるの故なり。消息或いは又強紙、或いは杉原等なり。凡そ此の款状の奥方、宣旨の詞書き載するの程、相い計りて余慶を

置くべきなり。但し復文章多き時は、此の義に及ぶべからざるなり。外記別紙を続き加ふるの例之を存す。消息は職事に付す。職事奏聞の后上卿に下す。上卿外記に下す。外記宣旨の詞を書き載せて其の人に送るなり。

【解釈】

儒者の家を継承すること。

一つ、給学問料のこと。

給料と呼ぶ。申請が認められたのちにはこの待遇を学生と呼ぶ。官位・姓名を公文書に記す際は学生と書く。

給学問料は儒者の家を継承する最初の段階である。学校の灯燭費は決裁を申請して交付され、穀倉院より配分される。ゆえに給料という。現在では名目だけのことになってしまっているが、必ずまず申請する。その後、菅原氏・大江氏の学生らは、文章院で学問し実績を積んでいく。藤原氏の者は、給料の決裁を受けた後、勸学院で学問する。文章院・勸学院からそれぞれ二人ずつである。決裁に必ず蔵人が文書を副えるのは、毎回のことである。給学問料の申請書を内奉という。父ないし祖父が推薦する。父祖が亡くなっている場合は自薦で申請し決裁を受ける。これを自解ということである。儒者の公卿も推薦するのは古来のやり方である。申請書の文章は四六駢儷体である。申請書を書き調えた時は、また別に手紙を副えて蔵人に託す。かつては、ある程度の年齢になつてから申請した。近年は、幼年二・三歳の時にすぐに申請する（二歳の時は三歳と称する）。しかし七・八歳ごろに申請し受給するのが良い。意志が固くても幼少の者には神仏の加護がないであろう。神仏の意に叶うようにするべきことである。あるいはまた年を取り過ぎている者は、（申請書に記入する年齢を）三年以上遡らせ

て申請し受給する。もし二五歳の人であれば一二歳ぐらいに年齢を遡らせて記入するのである。このことは決して勝手に行っているのではなく、古来このようにしている。ことさらに二歳の時には三歳と呼ぶと先述したのは、一歳上として取り扱うということである。省試の際に詩だけを提出する者は、二・三歳の時は同様にすることが先例である。

申請書の様式のこと。文章は四六駢儷体により、螢雪の功を積む意志を述べる。過去の文例のように照合して書くように。厚く堅い紙一枚に申請書を書くように。同じく厚く堅い紙一枚を裏紙とし、一枚を懸紙とする。しかし最近では、みな懸紙を省略する。なぜなら手紙に巻き込むからである。手紙は、厚く堅い紙であることもあれば、杉原紙などであることもある。およそこの申請書の末尾には、決裁文を記載するので、余白を計算して取っておくべきである。ただしまた文章が多いときは、そうせずともよい。外記がべつに紙を付加した前例がある。手紙は藏人に提出する。藏人はこれを奏上し、そのうち担当の公卿に下す。担当の公卿は外記に下す。外記は決裁文を記載して、申請者に送る。

【注】

「一」「儒門繼塵事」は、『桂麩記』冒頭に「儒業事。号桂麩記」に作る。「繼塵」は、先人の遺業をつぐこと、あとをつぐこと。

「二」「学問料」は、平安時代以降、大学寮紀伝道の学生・擬文章生・文章生を対象に給付された費用。その起源は、延暦四年（七八五）菅原清公ら四兄弟に、父の侍読の労を賞して「衣糧」が給せられたことにあるといわれるが、その

制度化は九世紀の半ば過ぎで、『古今和歌集目録』の小野美材の項に「元慶四年（八八〇）給料」とあるのが早い例とされる。給料や灯燭料ともいわれ、給付を受ける学生を給料学生といつた。「穀倉院月料」とも記され、穀倉院から月ごとに支給されるものであったとわかる。給費希望者は、父祖・同房（文章院で曹司を同じくする者）や、諸儒の推挙を得て申請するか、みずから解文を提出するのが通例だが、まれに、そうした自薦・他薦者を弓場殿に召して詩を賦さしめ、そのうちの二人をえらぶ学問料試（給料試）が行われた。この学問料の制の特色は、受給者が単に給費を受けただけでなく、その者が文章得業生さらには対策を経て専門の儒職に就く候補者と看做されたことで、したがって儒家の登竜門として競望の的となり、儒家の子弟にこれを受ける者が多かった。しかし同じころから、この官給の穀倉院学問料とは別に、藤原氏の子弟のみを給付の対象とする勸学院学問料が設けられていて、後者は藤原氏の私財より支給されたものでありながら、受給者の資格は穀倉院の給料学生と同等と看做されたから、文章得業生への昇進は、他氏にくらべ藤原氏の方が有利であった。

〔三〕「号給料。給料後号学生也。位置等書学生也」は、『桂葉記』給学問料事に「号給料キウレツ」云云（後位置ニ書「学生ト」也）に作る。位置は、官位、姓名を公文書に記すこと。また、その書式。

〔四〕「宣旨」は、上級者の命令を、それを受命した下級者が書き記した書類（早川庄八『宣旨試論』岩波書店、一九九〇年）。「穀倉院」は、令外官の一つ。平安時代初期に、米穀の収納を行う貯蔵庫として成立したが、次第に内蔵寮と並ぶ内廷経済の中心的官司に発展し、平安時代後期に至ってその機能が低下した。学問料の支給や年中行事の際の饗饌弁備を行なった。

〔五〕「告朔餼羊」は、告朔儀式中に祖廟に供える羊。春秋時代の魯国では、告朔の儀礼がすたれ、羊を供える形式だけが

残っていた。そこで子貢が羊をやめるべきだということ、孔子は儀礼の記憶だけでもとどめたいとして反対した（『論語』八佾）。この故事をふまえた言葉である。虚礼であつても害がなければこれを廃止すべきではないこと、実を失つて形式ばかり残っていることのとえ。

〔六〕「文章院」は、大学寮紀伝道の校舎・寄宿舎。北堂ともいう。講堂と東・西舎（曹司）から成る。設立は文章博士・文章生設置時（神龜五年〔七二八〕）まで遡る可能性がある。十世紀中葉ごろから紀伝道の有力氏族大江・菅原両氏がそれぞれ東・西両曹司を分掌管理し、文章生も出身氏族別に両曹に分属するに至つた（『二中歴』一〇）。同曹者の間には強い仲間意識が生まれ、方略試問頭博士（文章得業生試験の試験官）が対策者と異なる曹司出身者から選ばれたのは、試験の公正を期するためであつたといわれる。一世紀末ころまでは地方に赴任する紀伝儒士の送別会が文章院で催されることも多く、紀伝道の施設という性格を保持していたが、大江・菅原両氏の分掌が永くつづいた結果、その私的機関化する傾向も生まれ、治承元年（一一七七）の大火のちには再建されなかつた。

〔七〕「勸学院」は、藤原氏の氏院、大学寮別曹の一つ。平安京左京の三条北、壬生西の一町を占め、大学の南に位置したので南曹ともいう。弘仁一二年（八二二）藤原冬嗣が藤原氏出身の大学寮学生の寄宿舎として創設、「同氏子弟勤学之輩、量班与之」ことを目的とした（『続日本後紀』承和三年〔八三六〕五月甲子条）。貞観一三年（八七一）ころ大学別曹すなわち大学付属機関として公認されたが、その維持管理は藤原氏長者の権限であつた。藤原氏出身の大臣が寄付する封戸のほか、買得・寄進された荘園が維持のための豊かな財源をなし、出挙稲・出挙銭が財源にあつてられたこともある。学業優秀な勸学院生に与えられる勸学院学問料が文章得業生補任資格として穀倉院学問料と同格視され（『中右記』承徳二年〔一〇九八〕三月二一日条など）、学頭に穀倉院学問料受給の優先権ありとされて（『本

朝統文粹』六)、勸学院生が文章得業生になるチャンスが捉げられた。治承元年(一一七七)四月の大火で焼亡した際は、同時に焼失した大学寮がそのまま放置されたのに対し、直ちに再建されている。しかしその後は衰亡の一途をたどり、鎌倉時代末の弘安四年(一二八二)ころまでに退転した。

〔八〕「此事儒門繼塵之初道也。学鬻之灯燭料申賜宣旨、自穀倉院配分也。故云給料也。今則雖為告朔餼羊、必先申請也。此后当氏并江家学生等等者、在文章院稽古積功也。藤氏人者、給料之后、在勸学院成稽古也。両院各有二人」は、『桂薬記』給学問料事に「菅江両儒、必穀倉院学問料ヲ給テ文章院ニ居テ稽古スル也。藤氏ニハ穀倉院或勸学院、其闕ニ從テ給テ後称ニ給料ト也。両院ニ各二人アリ」に作る。

〔九〕「宣旨必献上宣旨毎度之儀也」は、『桂薬記』給学問料事に「外記款状ノ奥ニ書ニ載宣旨ノ詞ヲ一(献上宣旨)此事学問ニ候ヘキ灯燭料ヲ給ラント云状也」に作る。「献上宣旨」は「献上」の書き出しを持つ口宣の一種であり、富田正弘は、職事から上卿に勅旨を伝える際、本解を添える場合に用いられることを指摘し、「職事書下」と命名している(「口宣・口宣案の成立と変遷―院政Ⅱ親政と天皇Ⅱ太政官政―」〔同〕『中世公家政治文書論』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九七九・八〇年)。油小路隆夏は、款状・寺解・社解を奏下する際に献上宣旨を用いると述べる(『薩戒記』応永三二年〔一四二五〕一〇月八日条)。

〔一〇〕「所望之款状云之内挙」は、『桂薬記』給学問料事に「所望ノ状是ヲ内挙ト云」に作る。「款状」は、官位や恩賞を望み、または訴訟などをするときの嘆願書・申請書。

〔一一〕「或父、或祖父奉申也。無父祖時自身申賜。云之自解云云」は、『桂薬記』給学問料事に「或父、或祖父奉申。無父祖時自身申ス。是ヲ自解ト云」に作る。

「二二」「四六」は、四六駢儷体。漢文の文体の一つ。主に四字・六字の句を基本として対句を用いる華美な文体。漢・魏に起り、六朝から唐にかけて流行し、韓愈・柳宗元が提唱した古文運動が定着するまでは、文章の主流であった。日本では、奈良・平安時代に盛んに用いられた。

「二三」「儒卿又拳奏。古来之義也。款状文章四六也。書調時又別副消息付職事也」は、『桂麩記』給学問料事に「件款状^ニ書状^ヲ副付^テ職事^ニ」〈号^二内拳状^ト〉。多分付貫首。貫首有故障之子細時付五位職事^ニに作る。「職事」は、藏人。^{クワン}

「二四」「上古」は、おおむかし。上代。

「二五」「近代者、幼年二・三歳之時即申之(二歳之時号三歳也)」は、関連して、『桂麩記』寮省試日試衆一人参勤例事に「近代^ハ祖父〈益長〉応永十五年二歳也。号^二三歳^ト遂省試訖^ニに作る。

「二六」「堅固」は意志が堅く頑強なさま。「冥加」は、知らないうちに受ける神仏の恵み。

「二七」「馳過」は期限が切れる意。

「二八」「省試献詩計之人」は、関連して、『桂麩記』省試事に「賦詩也。旧^ハ賦^ヲ作事^{モアリ}。近代^ハ只詩耳也」に作る。「省試」は古代の式部省が行う試験のうち、文章生試をいう。

「二九」「蛩雪之功」は、東晋の車胤が蛩の光、東晋の孫康が雪明かりで読書に励んだ故事に基づく表現(『文選』卷三八「為蕭揚州薦武表」李善注引『晋陽春秋(統晋陽秋)』『孫氏世録』、『晋書』卷八三車胤列伝)。

「二〇」「計会」は、中国の律令法に由来する律令用語。計はかぞえる、会は照合する意。のちに「計会帳」のごとく、公文書の授受の確認をも意味する。「如旧草可計会」は、『桂麩記』給学問料事に「文章^ハ旧草等^ヲ引見^テ草^{スル}也」に作る。

「二一」「強紙」は、厚く堅い紙。

「二三」「裏紙」は、通常二枚一組の料紙による書信の二枚目。文言が二紙目にわたるときは、二枚を重ねたまま裏返して書き続けられた。「懸紙」は、文書の上にかけて包む紙。本紙を包むための包み紙、封をするための封紙などの総称。「強紙」一枚書款状。同紙以一枚為裏紙、以一枚為懸紙」は、「桂葉記」給学問料事に「強紙（或説高檀紙）以二枚書之。以一枚為裏紙、以一枚為懸紙」に作る。

「二三」「但近代皆略懸紙」は、「桂葉記」給学問料事に「近代略懸紙。裏紙計用之」に作る。

「二四」「卷加消息之故也」は、「桂葉記」給学問料事に「卷加内状也」に作る。

「二五」「杉原」は、杉原紙。鎌倉時代、播磨国杉原庄（兵庫県多可郡多可町）産。やや薄く種類が豊富で、おもに武家の公用紙とされ、のち一般に広く使用された。

「二六」「余慶」は、「余計」ともいい、余分の意。

「二七」「外記」は、太政官少納言の下にあり、内記が作る詔勅の草案を訂正し、奏文をつくり、先例を考勘し、儀式行事の奉行をする役所。職員に大外記（正七位上相当）、少外記（従七位上相当）各二人、史生一〇人等がある。大外記は清原・中原両家が世襲し、局務と称した。

【校訂文】

一、瑞雲院贈内府記^{二二}云「款状高檀紙^{二九}。裏紙・懸紙^{アリ}。款状奥^ニ余方^{ナケレハ}、外記局^{ニテ}裏紙^ヲ続加^テ宣旨詞^ヲ書^ナ件草如此^{二三}」云云（草在^四下）。

【訓読】

一つ、瑞雲院贈内府記に云はく「款状高檀紙にかく。裏紙・懸紙あり。款状の奥に余方なければ、外記局にて裏紙を続き加へて宣旨の詞を書くなり。件の草此の如し」と云云（草下に在り）。

【解釈】

一つ、瑞雲院贈内府記に「申請書は高檀紙に書く。裏紙と懸紙がある。申請書の末尾に余白がなければ、外記局にて裏紙を付け加え、決裁文の詞を書く。その文例はこのとおりである」ということである（文例は以下にある）。

【注】

「一」「瑞雲院贈内府」は、瑞雲院の号をもち、内府（内大臣）を追贈された人物を指すが、該当者はない。『桂麩記』給
 学問料事に「款状ノ奥^ニ余方^{ナケレハ}外記局^{ニテ}裏紙^ヲ続加^テ宣旨ノ詞^ヲ書也。此等ノ款状^{ニハ}職事^モ必不引^ニ裏紙^ヲ一^下之^ニ云云^ハ広

橋兼綱卿記^二有此旨^一」に作り、「瑞雲院贈内府」は「広橋兼綱卿」と考えられることから、「瑞雲院贈内府」は「瑞雲院贈左府」の誤記であろう。広橋兼綱（二三二五〜八一）が応永一六年（二四〇九）一〇月一四日に左大臣を追贈されたことは『諸家伝』（九条道孝旧藏本）広橋兼綱の項に、後代に「瑞雲院贈左府」と称されたことは『薩戒記』
応永三二年（二四二四）一〇月一日条に見える。

〔二〕「高檀紙」は大型の檀紙。檀紙は和紙の一種。檀紙の名は正倉院文書にすでに見られ、真弓紙とも書かれた。平安末期にはこうぞを原料とした陸奥紙が作られ、中世以後も同じ原料で備中の厚手の紙が作られた。

〔三〕「款状奥^ニ余方^{ナケレバ}」外記局^{ニテ}裏紙^ヲ続加^テ宣旨^ノ詞^ヲ書^{ナリ}」は、『桂薬記』給学問料事に「款状^ノ奥^ニ余方^{ナケレバ}」外記局^{ニテ}裏紙^ヲ続加^テ宣旨^ノ詞^ヲ書^{ナリ}也（中略）。〈広橋兼綱卿記^二有此旨^一」に作る。

〔四〕「草在下」は文書例が『桂林遺芳抄』後段にある意。一―八―一二に該当文書を収める。

一―三二

【校訂文】

一、口伝抄云「内拳^{ニハ}不隠子。外拳^{ニハ}不隠仇。起自晋祁侯之拳子〈見晋世家^二〉」。

【訓読】

一つ、口伝抄に云はく「内拳には子を隠さず。外拳には仇を隠さず。晋の祁侯の子を挙ぐるより起こる〈晋世家

に見ゆ」と。

【解釈】

一つ、口伝抄に「内拳に際しては子を隠さない。外拳に際しては仇を隠さない。これは春秋時代の晋の祁侯がみずからの子供を推薦した故事に基づく（『史記』晋世家にみえる）」ということである。

【注】

「二」「口伝抄云。内拳^{ニハ}不隠子。外拳^{ニハ}不隠仇。起自晋祁侯之拳子（見晋世家）」は、『桂薬記』内拳事に「一、内拳事。

家記云内拳^{ニハ}不隠^{カクガ}子^{コヲ}。外拳^{ニハ}不隠^{カクガ}仇^ヲ。起^レ自^二晋祁侯之拳^{スル}子^ヲ（見晋世家）」に作る。「口伝抄」は『桂

薬記』内拳事に見える「家記」と同一のものを指すと思われるが、未詳。本文は、『史記』卷三九晋世家悼公三年条

「三年、晋会諸侯。悼公問群臣可用者、祁侯拳解狐。解狐、侯之仇。復問、拳其子祁午。君子曰『祁侯可謂不党矣。

外拳不隠仇、内拳不隠子』」に基づく。「内拳」はうちわの者を推挙すること。「外拳」は他人を主人に推挙して、仕

えさせること。本文は、内拳の際には自身の子であることを明示するという点を強調したもののか。

【校訂文】

一、無父祖之時、称自解自身申云云。此事予難信用。予申学問料之時、依無父祖、故大藏卿頭長入道、令商量款状等令計会。然処、自解例旧草不見及。又大藏卿入道、家伝未練也。於時了見之義歟。不審也。無旧例者、予一代之誤。不可為後例也（草在^{二三}下）。

【訓読】

一つ、父祖無きの時、自解と称して自身申すと云云。此の事予信用し難し。予学問料を申すの時、父祖無きに依り、故大藏卿頭長入道、款状等を商量せしめて計会せしむ。然る^{しか}処^{ところ}、自解の例旧草見及ばず。又大藏卿入道、家伝未練なり。時に於いて了見の義なるか。不審なり。旧例無ければ、予一代の誤りなり。後例と為すべからざるなり（草下に在り）。

【解釈】

一つ、父祖がないときは、自解といい、みずから申告するということである。このことは、私には信じられない。私が学問料を申請したおりには、父祖がいなかったので、故大藏卿頭長入道が申請書などをあれこれ考えて取り計らってくれた。だが、自解の文の先例は見当たらない。また大藏卿頭長入道は、家伝に通じていなかった

た。場当たりに判断したものか。はつきりしない。旧例がないのであれば、私のとぎだけの誤りであることになる。後世の参考とするべきではない（文例は以下にある）。

【注】

- 〔一〕「故大藏卿顯長入道」は、西坊城顯長（？～一五一二）。顯長が大藏卿に任じられたことは『公卿補任』文明五年（一二四七）顯長の項に、顯長が永正八年（一五二二）に死去したこと、死去以前に出家していたことは、『実隆公記』永正八年二月一日条に見える。「商量」は、事の由来、すべき方法、事の善悪などをあれこれと考えること。
- 〔二〕「無旧例者」は、一一二「余方^{ナケレハ}」に従い、「旧例無ければ」と訓読し、「旧例がないのであれば」と解釈した。
- 〔三〕本文は、一一二「自解款状事〈例不審之段記段〉」と関係し、該当文書を取める。

一一五

【校訂文】

一、瑞雲院贈左府記云「所望^レ状、是^ヲ内^ノ拳^ト云フ。或父、或祖父^ヲ拳申。卿位^ニ昇輩^ハ兩^ヲ三人^ヲ拳申。四品^ハ、一巡^ハ一人^ヲ拳。五位^ハ拳^{セズ}。藤家^ハ、四位以後^ハ數輩^ヲ拳奏^ス。傍若無人^ノ事也」云云。以之思之、父五位時不拳、儒卿拳之例者、応永七年四月散位正五位下菅原為興息男為嗣給料、父拳申之処、款状不被用之、同十一年十二月、迎陽御拳也（旧草在下^ニ）。如此之時、自解之申状尚以不審次第也。旧例可尋決矣。

【訓読】

一つ、瑞雲院贈左府記に云はく「所望の状、是を内挙と云ふ。或いは父、或いは祖父挙げ申す。卿位に昇る輩兩三人を挙げ申す。四品は一巡一人を挙ぐ。五位は挙げず。藤家は四位以後数輩挙奏す。傍若無人の事なり」と云云。之を以て之を思ふに、父五位の時挙げず、儒卿挙ぐるの例は、応永七年四月散位正五位下菅原為興息男為嗣の給料、父挙げ申すの処、款状之用ゐられず、同十一年十二月、迎陽御挙するなり（旧草下に在り）。此の如きの時、自解の申状尚^{なほ}以て不審の次第なり。旧例尋決すべし。

【解釈】

一つ、瑞雲院贈左府記に「給学問料を所望する文書は内挙という。父あるいは祖父が推挙し申請する。公卿は二・三人を推挙し申請する。四位の者は一度につき一人を推挙する。五位は推挙しない。藤原氏の儒家は四位に叙された後は数人を推挙し申請する。傍若無人の振舞である」ということである。このことについて考えたところ、父が五位であるときに父が推挙せず、儒家の公卿が推挙する例は、応永七年（一四〇〇）四月に散位正五位下菅原為興息男為嗣への給料を、父が推挙し申請したところ、申請書が採用されず、同十一年（一四〇四）一月に、菅原秀長が推挙している（その時の文書は後掲している）。こうした時に自解を提出するというのはやはり不審である。旧例を調べて判断する必要がある。

【注】

〔二〕「父五位時不奉、儒卿奉之例者、応永七年四月散位正五位下菅原為興息男為嗣給料、父奉申之処、款状不被用之、同年十一月十二月、迎陽御奉也（旧草在下）」は、一一一〇「五位者不内奉例事」に該当文書を取める。「迎陽」は、新年を迎えること、立春。ここでは東坊城秀長（一三三八〜一四二一）を指し、小川剛生は秀長の自称と推測する（『迎陽記第二』解題、八木書店、二〇一六年）。